紙類の分別を確認しましょう!

問合せ　役場環境課

紙類とは?

紙箱、紙袋、レシート、伝票、メモ紙、プリント、ファイル、ラミネート紙といった汚れていない紙です。もやさなければならないごみには多くの紙類が含まれています。正しく分別することで、ごみ減量をしていきましょう。

紙　類

ダイレクトメール

空き箱

ティッシュ

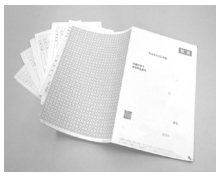
葉書・郵便物

ファイル

紙袋

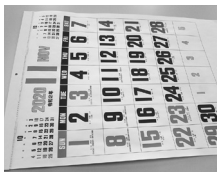

カレンダー

レシート

プリント

リサイクルしてティッシュやトイレットペーパーに生まれ変わります。

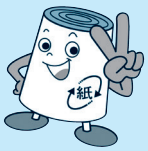

ファイルの留め具やクリップ等、金属やプラスチックがついたままでも「紙類」指定袋に入れることができます。

※ダイレクトメールは、封を開けていなければまとめて「紙類」に出せます。外袋を「プラスチック製容器包装」や中身を「紙類」といった形で分別しても出せます
※新聞紙や雑誌、段ボール、紙パックは従来通り資源物として回収します。
油や汚物がついたものは「もやさなければならないごみ」として出してください

令和３年４月１日(木)から指定袋が変更になります

・現在の「もやさなければならないごみ」指定袋は、令和３年４月１日(木)より、ごみの有料化に伴い使用できなくなります

・現在の「もやさなければならないごみ」指定袋は、当面の間、資源用指定袋として代用いただけます。多量に余剰をお持ちの人や資源袋を必要としない人向けに、未開封 10 枚入り１袋を新しい指定袋２枚と交換をします（２月１日(月)から９月 30 日(木)まで)

・資源袋として代用や交換ができますが、切替えの時点で、袋の余りが少なくなるよう、可能な限り、計画的にご購入いただきますようお願いします

詳しくはこちら→